

# 環境委員会資料

## 1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

### (1) 議案第182号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(令和6年11月21日)

# 議案第 182 号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 の制定について

## 1 改正の概要

港湾施設の使用料及び利用料金の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更すること等のため改正するもの

## 2 改正の内容

港湾施設の使用料及び利用料金の額を算出する基礎となる利用の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算することとするもの

(港湾施設の面積等の端数処理の方法)

	改正前	改正後
利用の 面 積	1 平方メートル未満のもの	0.01 平方メートル未満のもの → 使用料等を徴収しない。
	1 平方メートル未満の端数 → 1 平方メートルに切り上げ	0.01 平方メートル未満の端数 → 当該端数を切り捨て
利用の 長 さ	1 メートル未満のもの	0.01 メートル未満のもの → 使用料等を徴収しない。
	1 メートル未満の端数 → 1 メートルに切り上げ	0.01 メートル未満の端数 → 当該端数を切り捨て

(例) 一般荷さばき地において、220.356 m<sup>2</sup>を 2 日間利用する場合

【改正前】 221 m<sup>2</sup> × 6 円 × 2 日 = 2,652 円

【改正後】 220.35 m<sup>2</sup> × 6 円 × 2 日 = 2,644 円 ※円未満切り捨て

### 3 施行期日

令和7年4月1日から施行

### 4 改正理由

#### (1) ふ頭用地のうち道路占用料徴収条例に準拠する施設

使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の額を算出する基礎となる面積又は長さの端数処理の方法について、道路占用料に準拠して変更する。

#### (2) (1) 以外の施設

(1) を踏まえ、使用料等の額を算出する基礎となる面積又は長さの端数処理の方法を変更する。

### 5 減収見込額

約113万円

## 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第10号（1月未満の利用に係る使用料に限る。）及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルにつき</u> 1級上屋 17円 2級上屋 16円</p> <p>イ 16日から30日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルにつき</u> 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p> <p>ウ 31日以後</p> <p>1日 <u>1平方メートルにつき</u> 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p> <p>(7) 倉庫用地使用料</p> <p>1月 <u>1平方メートルにつき</u> 170円</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 荷さばき地使用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルにつき</u> 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号、第10号（1月未満の利用に係る使用料に限る。）及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級上屋 17円 2級上屋 16円</p> <p>イ 16日から30日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p> <p>ウ 31日以後</p> <p>1日 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p> <p>(7) 倉庫用地使用料</p> <p>1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 170円</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 荷さばき地使用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 16日以後 1日 <u>1平方メートルにつき</u> 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 荷役機械置場 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 350円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p>	<p>(イ) 16日以後 1日 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 荷役機械置場 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 350円</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p>
<p><u>2 利用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>
<p>4 前項の計算により1件の総額が10円未満のとき (零であるときを除く。)</p>	<p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のとき _____</p>

改正後	改正前																																																						
<p>は、10円とする。</p> <p>5 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。))及び第5号については、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <table data-bbox="264 853 940 933"> <tr> <td>1日</td> <td><u>1平方メートルにつき</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>9円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>6円</td> </tr> </table> <p>(イ) 16日以後</p> <table data-bbox="264 989 940 1069"> <tr> <td>1日</td> <td><u>1平方メートルにつき</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>12円</td> </tr> </table> <p>イ 専用利用</p> <table data-bbox="264 1125 940 1204"> <tr> <td>1月</td> <td><u>1平方メートルにつき</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料</p> <table data-bbox="264 1348 694 1380"> <tr> <td>1月</td> <td><u>1平方メートルにつき</u></td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 事務所附帯施設利用料</p>	1日	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	9円			2級荷さばき地	6円	1日	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	18円			2級荷さばき地	12円	1月	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	270円			2級荷さばき地	180円	1月	<u>1平方メートルにつき</u>	3,000円	<p>は、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額(第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。))及び第5号については、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <table data-bbox="1267 853 1998 933"> <tr> <td>1日</td> <td><u>1平方メートルまでごとに</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>9円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>6円</td> </tr> </table> <p>(イ) 16日以後</p> <table data-bbox="1267 989 1998 1069"> <tr> <td>1日</td> <td><u>1平方メートルまでごとに</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>18円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>12円</td> </tr> </table> <p>イ 専用利用</p> <table data-bbox="1267 1125 1998 1204"> <tr> <td>1月</td> <td><u>1平方メートルまでごとに</u></td> <td>1級荷さばき地</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2級荷さばき地</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(3) 事務所利用料</p> <table data-bbox="1267 1348 1747 1380"> <tr> <td>1月</td> <td><u>1平方メートルまでごとに</u></td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 事務所附帯施設利用料</p>	1日	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	9円			2級荷さばき地	6円	1日	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	18円			2級荷さばき地	12円	1月	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	270円			2級荷さばき地	180円	1月	<u>1平方メートルまでごとに</u>	3,000円
1日	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	9円																																																				
		2級荷さばき地	6円																																																				
1日	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	18円																																																				
		2級荷さばき地	12円																																																				
1月	<u>1平方メートルにつき</u>	1級荷さばき地	270円																																																				
		2級荷さばき地	180円																																																				
1月	<u>1平方メートルにつき</u>	3,000円																																																					
1日	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	9円																																																				
		2級荷さばき地	6円																																																				
1日	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	18円																																																				
		2級荷さばき地	12円																																																				
1月	<u>1平方メートルまでごとに</u>	1級荷さばき地	270円																																																				
		2級荷さばき地	180円																																																				
1月	<u>1平方メートルまでごとに</u>	3,000円																																																					

改正後	改正前				
ア 荷役機械置場 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 350円	ア 荷役機械置場 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 350円				
イ ゲート関連施設 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 1,700円	イ ゲート関連施設 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1,700円				
ウ メンテナンスショップ 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 1,400円	ウ メンテナンスショップ 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 1,400円				
エ シャーシー置場 1月1区画 15,000円	エ シャーシー置場 1月1区画 15,000円				
オ 洗浄場 1月 <u>1平方メートルにつき</u> 180円	オ 洗浄場 1月 <u>1平方メートルまでごとに</u> 180円				
カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円	カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円				
(5) 港湾環境整備施設等利用料	(5) 港湾環境整備施設等利用料				
別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。	別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。				
(6) 駐車施設利用料	(6) 駐車施設利用料				
別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。	別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。				
(7)～(8)略	(7)～(8)略				
<u>4 利用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u>	(新設)				
5 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。	4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。				
6 前項の計算により1件の総額が10円未満のとき <b>(零であるときを除く。)</b> は、10円とする。	5 前項の計算により1件の総額が10円未満のとき _____ は、10円とする。				
7 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。	6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。				
別表第1 (第13条、第13条の2関係)	別表第1 (第13条、第13条の2関係)				
ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料	ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">種別</td> <td style="width:67%; text-align: center;">使用料又は利用料金</td> </tr> </table>	種別	使用料又は利用料金	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; text-align: center;">種別</td> <td style="width:67%; text-align: center;">使用料又は利用料金</td> </tr> </table>	種別	使用料又は利用料金
種別	使用料又は利用料金				
種別	使用料又は利用料金				

改正後				改正前					
		単位	金額			単位	金額		
電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円	電柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円		
	第2種電柱		440円		第2種電柱		440円		
	第3種電柱		590円		第3種電柱		590円		
電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円	電話柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円		
	第2種電話柱		410円		第2種電話柱		410円		
	第3種電話柱		560円		第3種電話柱		560円		
その他の柱類		1本1月まで ごとに	25円	その他の柱類		1本1月まで ごとに	25円		
共架電線	電柱に共架する場合	共架柱1本1 月までごとに	290円	共架電線	電柱に共架する場合	共架柱1本1 月までごとに	290円		
	電話柱に共架する場合		310円		電話柱に共架する場合		310円		
公衆電話所		1個1月まで ごとに	510円	公衆電話所		1個1月まで ごとに	510円		
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月まで ごとに	210円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月まで ごとに	210円		
送電塔		1月 <u>1平方メ ートルにつき</u>	510円	送電塔		1月 <u>1平方メ ートルまでご とに</u>	510円		
特別高圧架空送電線		1月 <u>1メート ルにつき</u>	9円	特別高圧架空送電線		1月 <u>1メート ルまでごとに</u>	9円		
地下埋設物	埋設管その 他これに類 するもの	外径0.07メートル未満のもの	20円	地下埋設物	埋設管その 他これに類 するもの	外径0.07メートル未満のもの	20円		
		1月 <u>1メート ルにつき</u>	外径0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの			29円	1月 <u>1メート ルまでごとに</u>	外径0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの	29円
			外径0.1メートル以上0.15メ			43円		外径0.1メートル以上0.15メ	43円

改正後					改正前				
		一トール未満のもの		57円			一トール未満のもの		57円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの					外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		
		一トール未満のもの					一トール未満のもの		
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの					外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		
		一トール未満のもの					一トール未満のもの		
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの					外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		
		一トール未満のもの					一トール未満のもの		
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの					外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円			外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
		外径1メートル以上のもの					外径1メートル以上のもの		
		その他のもの	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	490円			その他のもの	1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	490円
架空工作物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月 <u>1メートルにつき</u>	230円	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月 <u>1メートル</u>	230円	
		外径0.4メートル以上のもの	<u>ルにつき</u>	570円			外径0.4メートル以上のもの	<u>ルまでごとに</u>	570円
	支持物	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	570円	支持物	1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	570円			
	その他のもの		570円	その他のもの	<u>とに</u>	570円			
		鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	510円			鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物	1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	510円
		広告塔及び看板類	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	980円			広告塔及び看板類	1月 <u>1平方メートルまでごとに</u>	980円
		工事のための一時作業所又は工所用材料置	1月 <u>1平方メ</u>	170円			工事のための一時作業所又は工所用材料置	1月 <u>1平方メ</u>	170円

改正後			改正前		
場	<u>一トルにつき</u>		場	<u>一トルまでご とに</u>	
港湾貨物の一時置場	1月 <u>1平方メ 一トルにつき</u>	120円	港湾貨物の一時置場	1月 <u>1平方メ 一トルまでご とに</u>	120円
事務所及びその附帯施設	1月 <u>1平方メ 一トルにつき</u>	290円	事務所及びその附帯施設	1月 <u>1平方メ 一トルまでご とに</u>	290円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	1日 <u>1平方メ 一トルにつき</u>	98円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類する施設	1日 <u>1平方メ 一トルまでご とに</u>	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお	1本1日まで ごとに	98円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける旗ざお	1本1日まで ごとに	98円
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕	1日 <u>1平方メ 一トルにつき</u>	98円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕	1日 <u>1平方メ 一トルまでご とに</u>	98円
その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。		その他のもの	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱と

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話柱その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱と

改正後

は、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。

5 広告塔及び看板類並びに祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示面積をもって利用の面積とする。

別表第2（第13条、第13条の2関係）

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種別	単位	金額	
行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,010円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日	5,090円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日	10,180円	
興行	1日 <u>1平方メートルにつき</u>	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
		2時間以上 4時間未満	500円
		4時間以上 8時間未	1,010円

改正前

は、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

4 共架柱とは、共架電線を支持する電柱又は電話柱をいう。

5 広告塔及び看板類並びに祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける幕の表示面積が利用の面積より大きいときは、表示面積をもって利用の面積とする。

別表第2（第13条、第13条の2関係）

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種別	単位	金額	
行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,010円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日	5,090円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日	10,180円	
興行	1日 <u>1平方メートルまでごとに</u>	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
		2時間以上 4時間未満	500円
		4時間以上 8時間未	1,010円

改正後					改正前				
			満					満	
			8時間以上	1,520円				8時間以上	1,520円
			4時間未満	1,270円				4時間未満	1,270円
		1日1,000平方メートルまでごとに	4時間以上	2,540円			1日1,000平方メートルまでごとに	4時間以上	2,540円
			8時間未満					8時間未満	
			8時間以上	3,810円				8時間以上	3,810円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円	
			3時間以上	400円			3時間以上	400円	
			5時間未満						
			5時間以上	600円			5時間以上	600円	
			8時間未満						
	8時間以上	800円	8時間以上	800円					
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円	
			3時間以上	800円			3時間以上	800円	
			5時間未				5時間未		

改正後					改正前				
			満					満	
			5時間以上 8時間未満	1,200円				5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円				8時間以上	1,600円
照明施設		1基1回1時間までごとに		1,520円	照明施設		1基1回1時間までごとに		1,520円
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回		500円	バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回		500円
	かまど付き	1箇所1回		1,010円		かまど付き	1箇所1回		1,010円
備考					備考				
1 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさのものをいう。					1 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさのものをいう。				
2 バーベキュー施設の1回の利用時間は、規則で定める。					2 バーベキュー施設の1回の利用時間は、規則で定める。				
3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料又は利用料金の額は、規定使用料又は規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					3 バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料又は利用料金の額は、規定使用料又は規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
4 設備使用料又は設備利用料については、規則で定める。					4 設備使用料又は設備利用料については、規則で定める。				